

学校教育法の規定の推移

○昭和22年制定時

第五十五条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の学部については、その修業年限は、四年を超えるものとするができる。

○昭和29年改正後

第五十五条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の学部については、その修業年限は、四年を超えるものとするができる。

- 2 医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年以上とし、四年の専門の課程とこれに進学するための二年以上の課程とする。
- 3 特別の事情のあるときは、監督庁の定めるところにより、医学若しくは歯学の学部に、前項の規定にかかわらず、同項に規定する専門の課程のみを置き、又は医学若しくは歯学の学部以外の学部に同項に規定する二年以上の課程を置くことができる。

○昭和48年改正後

第五十五条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び第五十四条の学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

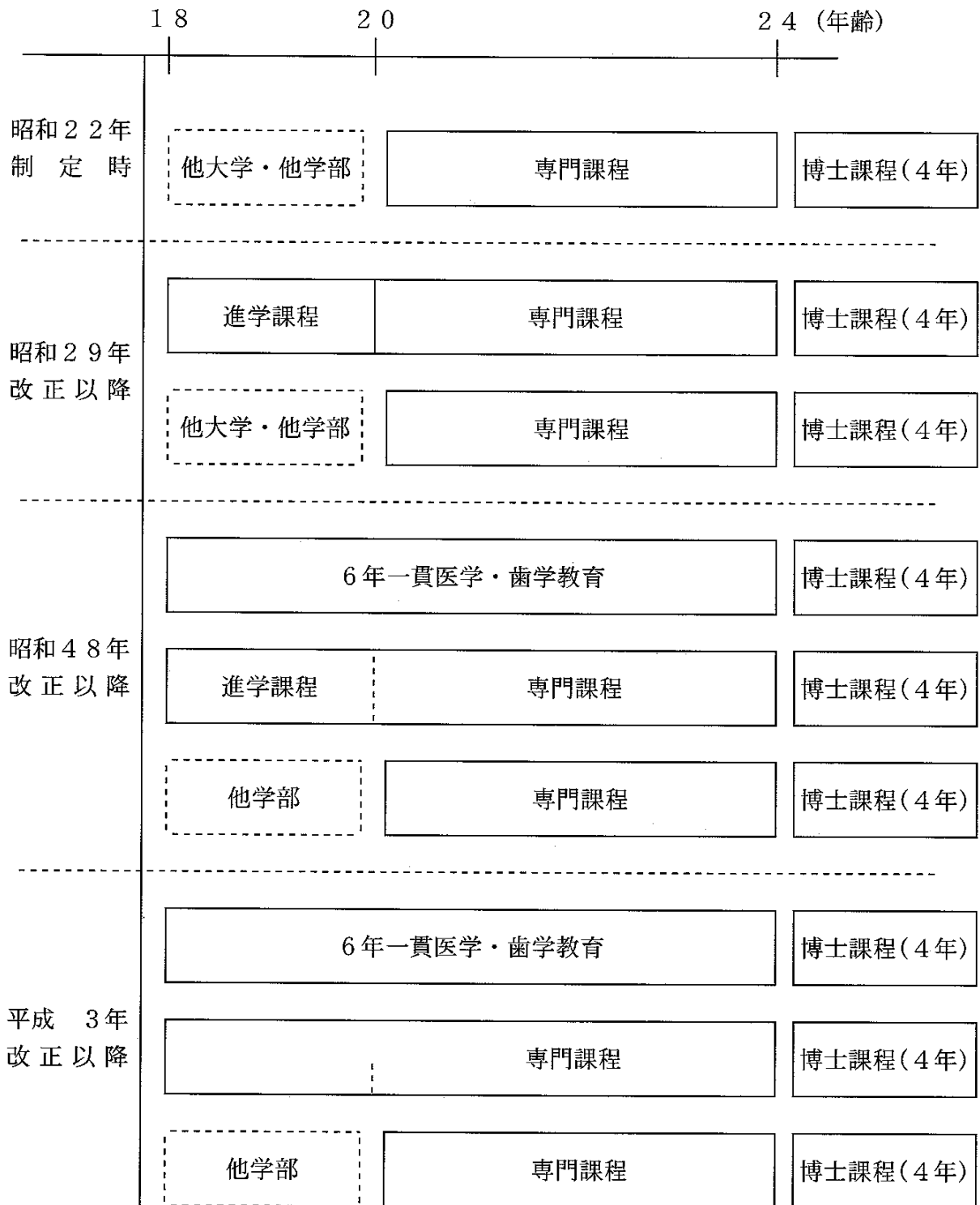
- 2 医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年以上とし、当該課程を専門の課程及びこれに進学するための課程とに分ける場合においては、これらの課程は、それぞれ四年の専門の課程及び二年以上の課程とする。
- 3 特別の事情のあるときは、監督庁の定めるところにより、医学若しくは歯学の学部に、前項の規定にかかわらず、同項に規定する専門の課程のみを置き、又は医学若しくは歯学の学部以外の学部に同項に規定する二年以上の課程を置くことができる。

○平成3年改正後

第五十五条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び第五十四条の学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

- 2 医学、歯学又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。

医学・歯学教育課程の推移



獣医師国家試験受験資格の変遷

【制度制定時】

○学校教育法（昭和22年）

第五十五条 大学の修業年限は、四年とする。但し、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の学部については、その修業年限は、四年を超えるものとするができる。

○獣医師法制定（昭和24年）（4）

（受験資格）

第十二条 左の各号の一に該当する者でなければ、獣医師国家試験を受けることができない。

- 一 正規の大学において獣医学の四年以上にわたる課程を修めて、これを卒業した者

【獣医師法改正】（昭和52年）（4+2）

（受験資格）

第十二条 左の各号の一に該当する者でなければ、獣医師国家試験を受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において獣医学の正規の課程を修めて卒業し、かつ、同法に基づく大学院において獣医学の修士の課程を修了した者

（施行）昭和53年4月1日

次の各号の一に該当する者は、改正後の第12条の規定にかかわらず、獣医師国家試験を受けることができる。

- 二 この法律の施行の日前に改正前の第12条第1号の大学に在学し、施行日以降に改正前の同号に規定する要件に該当することとなつた者

【学校教育法・獣医師法改正】（昭和58年）（6）

○学校教育法

第五十五条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び第五十四条の学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

4 獣医学を履修する課程については、第一項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。

（施行）昭和59年4月1日

次の各号の一に該当する者については、改正後の学校教育法第五十五条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 一 昭和五十九年三月三十一日に大学において獣医学を履修する課程に在学し、引き続き当該課程に在学する者
- 二 前号に掲げる者のほか、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に大学に在学し、施行日以後に大学において獣医学を履修する課程に在学することとなつた者で監督庁が定めるもの

○獣医師法

（受験資格）

第十二条 左の各号の一に該当する者でなければ、獣医師国家試験を受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において獣医学の正規の課程を修めて卒業した者

（施行）昭和59年4月1日

施行日前に改正前の学校教育法に基づく大学に在学した者（施行日以後に改正後の学校教育法第五十五条第四項の規定による獣医学の正規の課程を修めて大学を卒業した者を除く。）については、改正後の獣医師法第十二条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。